

## Gard Alert

### 中国の排出規制海域 - 最新情報



こちらは、英文記事「[China emission control areas - update](#)」（2016年1月27日付）の和訳です。

**2016年4月1日以降、長江デルタの主要港に寄港する船舶は、着積中に硫黄分0.5%以下の燃料を使用しなければなりません。**

2015年12月14日付のGard Alert「[中国が主要港湾において硫黄分0.5%上限を導入](#)」の続報です。中国交通運輸部(Ministry of Transport [MOT])からの最新情報によりますと、長江デルタの排出規制海域(ECA)において2016年4月1日から新規則が実施されます。同日以降、長江デルタの主要港（上海、寧波-舟山、蘇州、南通）に着積中の船舶は、硫黄分0.5%以下の燃料の使用が義務付けられます。パースに到着後1時間以内に適合油に切替え、出航の1時間前まで適合油を使用する必要があります。

一方で、MOTが発行した[2016年1月20日付の通知](#)（中国語のみ）を見ると、各船舶は硫黄分0.5%以下の燃料への切替えを長江デルタ ECA 海域に入域する前に実施するなど、新規則が求める要件以上の対応を行うことが奨励されています。さらに、着積中は硫黄分0.1%以下の燃料を使用することも奨励しています。

各都市の当局は、新規則の実施状況を踏まえて、講じるべき対策を検討していくものと思われますが、該当する港に寄港する際には、到着前に十分余裕を持って、船舶代理店や港湾当局に港湾要件を確認しておくことを推奨いたします。

Huatai Insurance Agency & Consultant Service Ltd.（華泰保險經紀有限公司）発行の[Circular No. PNI 1511](#)（2016年1月29日付）も参照してください。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。